

第六章 新規性喪失の例外の適用の手続 の見直し

1. 改正の必要性

(1) 従来 of 制度

意匠登録の要件として新規性（意匠法第3条第1項）等が規定されており、公知意匠（意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠）等と同一又は類似する意匠は新規性がないものと判断される。

一方、意匠は人の目に触れればすぐに模倣される可能性があり、権利者の意に反して出願前に公知になることがある。また、意匠は販売、展示、見本の頒布等により売れ行きを打診してみてもはじめて一般の需要に適合するかどうかの判定が可能である場合が多いが、これらにより新規性を喪失した後に出願しても拒絶されることとなると、社会の実情にそわない結果となる。そこで、この例外として意匠法第4条（意匠の新規性の喪失の例外）は、次の場合に当該意匠の新規性等が喪失されないものとして取り扱うこととしている。すなわち、意匠登録出願の日から遡って6月の間に意匠登録を受ける権利を有する者が公開した意匠又はその意に反して公開された意匠である場合である。

そして、この規定の適用を受けるための手続は、出願時に適用を求める旨を願書に記載し、出願から14日以内に適用の要件を満たす事実を証明する書面を提出することが求められている。これは登録要件の審査を迅速かつ的確に行い安定した権利を発生させるために、その審査が行われる時までに必要な情報が提供されているべきことを趣旨とするものである。

(2) 改正の必要性

近年の企業の製品開発の活発化や多様な情報媒体による情報流通環境の発展に伴い、出願前に自ら意匠を公開するケースが増加している。このため、本条

第一部 意匠法の改正項目

の規定の適用を受けるために、意匠が公知の状態になったこと、特に、日本国内又は外国において公然知られた意匠となったことについて第三者からの証明を取得することに要する手間と時間が負担となっているため、提出書面の準備期間が不十分との指摘がある。

2. 改正の概要

出願の日から14日以内とされている証明書の提出期間を、出願の日から30日以内とすることとする。

3. 改正条文の解説

◆意匠法第4条

(意匠の新規性の喪失の例外)

第四条 (略)

2 (略)

3 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠が前項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面を意匠登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

本条の規定の適用を受けるために必要な手続を定めた同条第3項において、出願人の利便性の向上の観点と審査着手時期までに適用の要件を判断するための材料が提出されているべきことを考慮し、証明書の提出期間を意匠登録出願の日から30日以内とした。